

朝霞市条例第9号

朝霞市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝霞市議会委員会条例（昭和50年朝霞市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表民生常任委員会の項を次のように改める。

民生常任委員会	1 福祉部の所管に属する事項 2 健康部の所管に属する事項 3 こども部の所管に属する事項	6人
---------	---	----

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。